

# 条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）

1 県ホームページの掲載

2 対象工事（事前審査型・事後審査型）

3 対象地区等の資格要件設定

4 特殊工事に係る対象地区等の資格要件設定

5 施工実績の資格要件設定

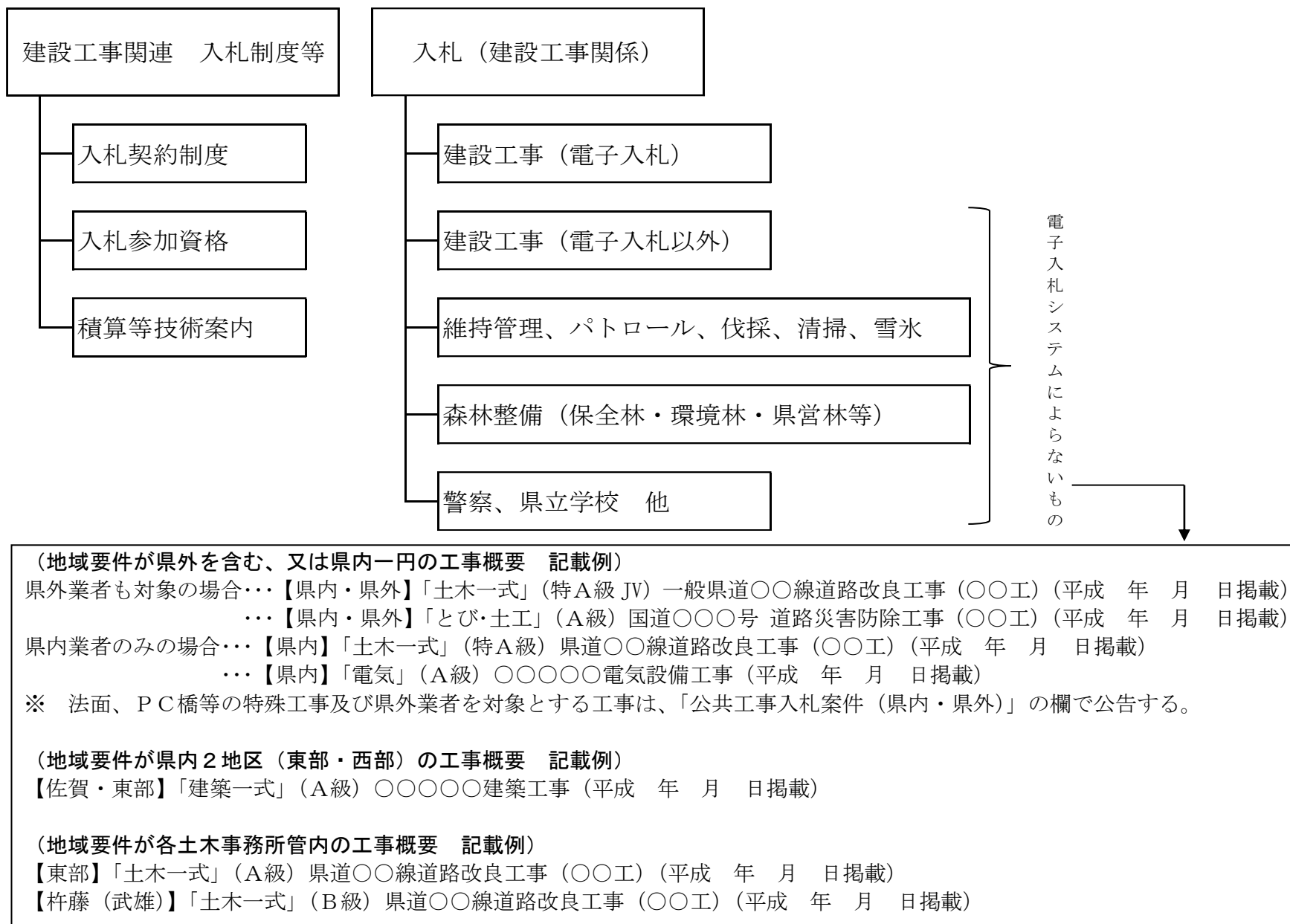
6 その他の資格要件設定

7 その他

（参 考）経営事項審査結果の取扱い

平成 19 年 4 月 1 日施行  
平成 19 年 7 月 13 日一部改正  
平成 20 年 2 月 1 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 21 年 4 月 1 日一部改正  
平成 22 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 2 月 7 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 9 月 1 日一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正  
平成 27 年 9 月 15 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 8 月 23 日一部改正  
平成 30 年 7 月 30 日一部改正  
令和 3 年 6 月 15 日一部改正

# 1 県ホームページの掲載



- (1) 工事概要は、【対象地区】「業種名」(等級) 工事名の順で記載する。なお、工事名は工事内容がわかるように付けること。
  - (2) 公告文は、ホームページ本文又は添付ファイルとして掲載し、資料作成要領、切抜き設計書、特記仕様書等を必ず添付する。なお、縦覧設計書及び図面等添付資料として掲載が不可能なものについては、各発注機関において公告後速やかに閲覧できるようにする。
  - (3) 掲載期間は、公告掲載日から入札日までとする。(公開する際、新着情報へは掲載しないこと)
  - (4) 文字、数字及び見出し記号の記載方法については、コンテンツ作成ルールや文書・法制事務の手引きを参照すること。
  - (5) 公告を修正する場合は、一旦中止公告を掲載し、新たに公告掲載をする。(中止公告掲載時に、新公告掲載し旧公告削除。新公告の入札が終わり次第中止公告削除)
- ※ 電子入札システムによる場合は、「入札情報公開サービス」に掲載するものとする。

## 2 対象工事（事前審査型・事後審査型）

### (1) 事前審査型（総合評価落札方式）（次の設計価格の範囲内の**すべての工事**が対象）（注1）

		設計価格	提出書類
土木一式工事		7,000万円以上	入札ごとの公告や附帯資料等に記載されている内容によること。
建築一式工事		15,000万円以上	
専門工事	舗装、法面工	2,500万円以上	
	建築物に係る設備工事 ※	6,000万円以上	
	その他	6,000万円以上	

※ 建築物に係る設備工事とは、建築物に係る電気工事、管工事、電気通信工事及び消防施設工事とする。

### (1)-2 事前審査型（総合評価方式以外）（次の設計価格の範囲内の**特殊工事**が対象）（注2）

	設計価格	提出書類
土木一式工事	7,000万円未満	入札ごとの公告や附帯資料等に記載されている内容によること。
建築一式工事	15,000万円未満	
専門工事	6,000万円未満	

※ ただし、舗装については、設計価格1,200万円以上1,800万円未満が対象

※ 設計・施工一括発注方式試行要領により実施する入札は金額にかかわらず事前審査型となる。

### (2) 事後審査型（次の設計価格の範囲内の**特殊工事以外の工事**が対象）（注1、注2）

	設計価格	提出書類
土木一式工事	7,000万円未満	入札ごとの公告や附帯資料等に記載されている内容によること。
建築一式工事	15,000万円未満	
専門工事	6,000万円未満	

(注1) 試行により行う自己採点型の総合評価落札方式については、自己採点型の性格上、上記区分に関係なく全て事後審査型となる。  
また、土木一式工事は、設計価格2,000万円以上7,000万円未満で事後審査型の総合評価落札方式を試行する。

専門工事のうち舗装工事は、設計価格 1,800 万円以上 2,500 万円未満で事後審査型の総合評価落札方式を試行する。  
専門工事その他のうち造園工事は、設計価格 1,500 万円以上 6,000 万円未満で事後審査型の総合評価落札方式を試行する。

(注 2) 特殊工事は、事前審査型とし、設計価格により提出書類が異なる。

《特殊工事》

- |                             |                                       |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ○土木一式（PC橋(上部工)、港湾土木)        | ○とび・土工（ガードレール・フェンス、標識、法面工、地すべり、アンカー工） |
| ○電気（信号機、道路照明）               | ○鋼構造物（鋼橋(上部工)、水門、堰、河川工作物）             |
| ○舗装（ただし、設計価格 1.2 千万円未満は対象外） | ○塗装（区画線）                              |
| ○内装仕上（畳）                    | ○建具（木製）                               |
| ○機械器具設置（揚排水ポンプ）             | ○しゅんせつ（港湾浚渫）                          |
| ○電気通信（CCボックス）               | ○解体                                   |
| ○上記以外で、特別な技術を要する工事          |                                       |

(注 3) 提出書類については、必要に応じ適宜追加すること。

- (例)・ 営業所一覧表
- ・ アスファルトプラント又は管内施工実績の入札参加資格要件に該当する場合は、その旨を証する書面（舗装工事の場合）

### 3 対象地区等の資格要件

【注4】業種名欄の（ ）のついた業種、対象地区欄の※のついた業種は、特殊工事とする。 資格要件の設定については、下記4及び5を参照すること。

業 種 名	等 級	対 象 地 区 【発注標準（設計価格）】 等
土木一式	特A	県内本店 ※PC 橋、港湾土木を除く（下記4参照） 【70百万円以上】※1
	A	県内4地区本店（佐賀、東部、唐津・伊万里、杵藤） 【30百万円以上70百万円未満】※1
	B	管内本店 ・佐賀（2分割）及び唐津（2分割）管内は8者以上で分割、東部及び杵藤管内は旧管内（東部は神埼と鳥栖、杵藤は武雄と鹿島）で分割 【10百万円以上30百万円未満】※1
	C	〃 ・佐賀（2分割）管内は8者以上で分割、東部及び杵藤管内は旧管内（東部は神埼と鳥栖、杵藤は武雄と鹿島）で分割 【10百万円未満】※1
建築一式	A	（設計価格2億5千万円以上）県内本店 （設計価格2億5千万円未満）2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤） 【50百万円以上】※1
	B	県内2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤） 【18百万円以上50百万円未満】※1
	C	管内本店 ・杵藤は旧管内（武雄と鹿島）で分割 【18百万円未満】※1
とび・土工 （ガードレール・フェンス、標識）	A・B	県内本店、支店・営業所（支店及び営業所は別途定める「安全施設設置工事準県内企業」） 【3.5百万円以上】
	B・C	県内本店 【3.5百万円未満】
とび・土工 上記以外	A	県内本店 ※法面工、地すべり、アンカー工を除く（下記4参照）
	B	管内本店 ・東部及び杵藤管内は旧管内（東部は神埼と鳥栖、杵藤は武雄と鹿島）で分割
	C	〃
電 気 （信号機）	A	県内本店、支店・営業所 【12百万円以上】
	A・B	県内本店 【12百万円未満】
電 気 （道路照明）	A	県内本店 県内本店、支店・営業所（支店及び営業所は別途定める「電気工事準県内企業」）（下記4参照） 【3億円以上】
	B	県内2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤） 【6百万円以上12百万円未満】
	B・C	県内2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤） 【6百万円未満】
電 気 上記以外	A	県内本店 県内本店、支店・営業所（支店及び営業所は別途定める「電気工事準県内企業」）（下記4参照） 【3億円以上】
	B	県内2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤） 【6百万円以上12百万円未満】※1
	C	〃 【6百万円未満】※1

管	A	県内本店 県内本店、支店・営業所（支店及び営業所は別途定める「管工事準県内企業」）（下記4参照）	【12百万円以上】※1 【3億円以上】
	B	県内2地区本店（東地区：佐賀・東部）（西地区：唐津・伊万里・杵藤）	【6百万円以上12百万円未満】※1
	C	管内本店	【6百万円未満】※1
鋼構造物	A	県内本店 ※鋼橋、水門、堰、河川工作物を除く（下記4参照）	【12百万円以上】※1
	B	〃	【6百万円以上12百万円未満】※1
	C	〃	【6百万円未満】※1
舗装	A	県内2地区本店・Asプラント・施工実績、Asプラント・県工事実績を有する支店・営業所（施工実績） 県内2地区本店・Asプラント・施工実績、Asプラント・県工事実績を有する支店・営業所 （下記4参照）	【25百万円以上】※1 【12百万円以上25百万円未満】
	A・B	県内4地区本店（佐賀）（東部）（唐津・伊万里）（杵藤） （下記4参照）	【12百万円未満】※1
塗装（区画線）	A・B・C	県内本店、支店・営業所	【全額】
内装仕上（畳）	登録	県内本店	【全額】
造園	A	県内本店	【7百万円以上】※1
	B	県内3地区本店（佐賀）（東部）（唐津・伊万里・杵藤）	【2.5百万円以上7百万円未満】※1
	C	〃	【2.5百万円未満】※1
建具（木製）	登録	県内本店	【全額】
解体	登録	県内本店	【全額】
その他	A	県内本店 ※揚排水ポンプ（機械器具設置工事）、CCボックスを除く（下記4参照）	
	B	管内本店 ・東部及び杵藤管内は旧管内（東部は神埼と鳥栖、杵藤は武雄と鹿島）で分割	

- ※1 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）に規定されている発注標準（注5）・対象業者数が5者未満となる場合は、建設・技術課（入札・契約担当）へ問い合わせること。
- ・ 上記に記載している以外の特殊工事については、資格委員会において案件ごとに資格要件を検討すること。

#### 4 特殊工事に係る対象地区等の資格要件

(1) PC橋（上部工）：土木一式

県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。  
（発注標準の金額により特A対象工事は特A、A以下の対象工事は特A及びAを対象）

(2) 鋼橋（上部工）、揚排水ポンプ：鋼構造物、機械器具設置

九州内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。（全額Aを対象）

(3) 水門、堰、河川工作物：鋼構造物

(設計価格 1.2 千万円以上、A) (2)かつ県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有する建設業者であること。

(設計価格 1.2 千万円未満、A・B) (2)かつ県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有する建設業者であること。

(4) 港湾土木：土木一式

(設計価格 7 千万円以上、特A) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(設計価格 3～7 千万円未満、特A・A) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

(設計価格 1～3 千万円未満、特A・A・B) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

(設計価格 1 千万円未満、特A・A・B・C) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

(5) 港湾浚渫：しゅんせつ

(設計価格 7 千万円以上) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(設計価格 7 千万円未満) 県内に建設業法第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

(6) 舗装

(設計価格 2.5 千万円以上、A)

ア 東地区・・・次のいずれかの資格要件を満たす建設業者であること。

(ア) 佐賀・東部土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(イ) 県内に法第 3 条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。）

(同種工事を示す)

(ウ) 県内に法第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有し、管内に〇〇〇〇〇工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

※ (ア)及び(ウ)の支店又は営業所とは、平成〇〇年度建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とし、県内にアスファルトプラントを有し（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。）、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。ただし、(ウ)の管内の同種工事の施工実績については、県発注工事に限定しない。

(注 6) 特殊舗装（難易度が高く県外業者の技術力を必要とする保水性舗装、遮熱性舗装、中温化アスファルト混合物を用いた舗装等）については、※の記載内容を建設・技術課（技術管理担当）へ問い合わせること。

イ 西地区・・・次のいずれかの資格要件を満たす建設業者であること。

(ア) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。



- (イ) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)  
(同種工事を示す)
- (ウ) 県内に法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有し、管内に〇〇〇〇〇〇工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。
- ※ (ア)及び(ウ)の支店又は営業所とは、平成〇〇年度建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とし、県内にアスファルトプラントを有し(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。ただし、(ウ)の管内の同種工事の施工実績については、県発注工事に限定しない。
- (注7) 特殊舗装(難易度が高く県外業者の技術力を必要とする保水性舗装、遮熱性舗装、中温化アスファルト混合物を用いた舗装等)については、※の記載内容を建設・技術課(技術管理担当)へ問い合わせること。

(設計価格 1.2 千万円以上 2.5 千万円未満、A)

ア 東地区・・・次のいずれかの資格要件を満たす建設業者であること。

- (ア) 佐賀・東部土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- (イ) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所(支店又は営業所とは、平成〇〇年度建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。)を有し、かつ、県内にアスファルトプラント(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。
- (ウ) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)
- (エ) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内に〇〇〇〇〇〇工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。  
(同種工事を示す)
- (注8) 特殊舗装(難易度が高く県外業者の技術力を必要とする保水性舗装、遮熱性舗装、中温化アスファルト混合物を用いた舗装等)については、※の記載内容を建設・技術課(技術管理担当)へ問い合わせること。

イ 西地区・・・次のいずれかの資格要件を満たす建設業者であること。

- (ア) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- (イ) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所(支店又は営業所とは、平成〇〇年度建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。)を有し、かつ、県内にアスファルトプラント(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。
- (ウ) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出

資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)

- (エ) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内に〇〇〇〇〇〇工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。  
(同種工事を示す)

(注9) 特殊舗装(難易度が高く県外業者の技術力を必要とする保水性舗装、遮熱性舗装、中温化アスファルト混合物を用いた舗装等)については、※の記載内容を建設・技術課(技術管理担当)へ問い合わせること。

(設計価格1.2千万円未満、A・B) **※事後審査型対象**

県内4地区本店・・・(ア)佐賀土木事務所管内、(イ)東部土木事務所管内、(ウ)唐津・伊万里土木事務所管内、(エ)杵藤土木事務所管内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

(7) 法面工の資格要件設定について

(設計価格3千万円以上、とび・土工A)

県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」又は「法面工事準県内企業②」の要件を満たしたものであること。

(設計価格3千万円未満、とび・土工A・B)

県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たしたものであること。

(8) 地すべり、アンカー工の資格要件設定について

(設計価格 全額、とび・土工A)

県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」又は「法面工事準県内企業②」の要件を満たしたものであること。

(注10) 地すべり、アンカー工の工事は上記資格要件に以下の資格要件を追加する。

また、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に基づく登録している建設業者であること。

※ 会社として地質調査業者登録規程に基づく登録をしていればよく、契約の委任先(佐賀支店等)が当該規程に基づく営業所の登録をしている必要はない。

(9) CCボックス(電気通信工事)

(設計価格全額、A) 県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有すること。

(10) 電気工事（信号機以外）の準県内企業の資格要件設定について

（設計価格3億円以上、特定建設工事共同企業体案件、A）

県内に建設業法第3条に規定する支店又は営業所を有する建設業者で、別途定める「電気工事準県内企業」の要件を満たしたものであり、かつ特定建設工事共同企業体案件に限る。

(11) 管工事の準県内企業の資格要件設定について

（設計価格3億円以上、特定建設工事共同企業体案件、A）

県内に建設業法第3条に規定する支店又は営業所を有する建設業者で、別途定める「管工事準県内企業」の要件を満たしたものであり、かつ特定建設工事共同企業体案件に限る。

## 5 施工実績の資格要件（事前審査型（特定JV工事を含む）及び特殊工事（特別な技術が必要な工事）が対象）

### <共通>

- (1) 同種工事の施工実績とし、元請の施工実績とする。
- (2) 施工場所の範囲は全国を対象とし、期間は過去15年とする。
- (3) 施工実績の工事内容を限定する場合は、「主たる工事として発注された建設工事に限る」ことを記載する。
- (4) 共同企業体の施工実績は、「共同企業体の構成員で出資比率20%以上の施工実績」とする。
- (5) 対象外の工事であっても工事の難易度、専門性等により要件設定できることとする。

### <工種別>

- (1) PC橋及び鋼橋の支間長等の同規模の施工実績を要件とする場合は、発注する工作物の概ね7割程度とする。  
なお、鋼橋の設計価格1億円以上の工事は、支間長30メートルを下限値とする。
- (2) 港湾土木及び港湾浚渫は、海上施工の実績を有する業者とする。
- (3) 法面工、地すべり、アンカー工は、公共工事に限定する。
- (4) PC橋上部工工事は、下部工工事と一体となった建設工事を除くこととする。  
また、共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限ることとする。
- (5) 建築一式Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注する建築物と同じ構造の建築物の施工実績とする。
- (6) 建築物に係る電気A及び管Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注に係る建築物と同じ構造の建築物に係る施工実績とする。
- (7) ガードレール等、電気（信号機、道路照明）、区画線、畳、建具は、<共通>(2)に加え、自社施工の実績を有する業者とする。

## 6 その他の資格要件

- (1) トンネル、橋梁上部工において総合評定値結果通知書の総合評点を要件とする場合は、技術的難易度及び発注金額（7億円前後で判断）により設定すること。
- (2) - 1 配置技術者施工経験の要件を対象とする工事は、事前審査型及び特殊工事（事後審査型の価格額を除く）とする。なお、対象外

の工事であっても工事の難易度、専門性等により要件設定できることとする。

- (2)－2 配置技術者施工経験の要件は、監理（主任）技術者の施工経験のみならず工事カルテのその他の技術者及び現場代理人（配置当時、国家資格者（建設業法第7条第2号ハ）で従事期間が工期の2分の1を上回る期間他の現場代理人と変更がないこと。）の施工経験も認めることとする。（JV対象工事（代表者）は監理又は主任技術者のみを施工経験とする。）

## 7 その他

- (1) 見積合せによる随意契約を行う場合（予定価格 250 万円以下）は、地域の施工条件及び工事の難易度等を考慮し、できるだけ多くの者（概ね5者程度）に見積りを行う。（佐賀県財務規則第112条第2項適用分）
- (2)－1 県の予算（歳入歳出予算、繰越明許費）について議会の承認を得ていない時期に発注する場合は、公告の「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。

【文例】「この公告に掲げる入札は、開札日までに平成〇年〇月佐賀県議会において当該工事に係る予算（歳入歳出予算、繰越明許費）の承認を得ていない場合は、中止するか又は開札を延期します。入札を中止する場合は、入札情報公開サービス（※）により公告します。」

（※）電子入札システムによらない場合は、下線部分を「佐賀県ホームページ」と記載する。

- (2)－2 国庫を伴う建設工事で財務省の繰越（翌債・明許繰越）の承認を得ていない場合は、公告の「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。

【文例】「この公告に掲げる入札は、開札日までに財務省の繰越承認を得ていない場合は、中止するか又は開札を延期します。入札を中止する場合は、入札情報公開サービス（※）により公告します。」

（※）電子入札システムによらない場合は、下線部分を「佐賀県ホームページ」と記載する。

(2)－3 国庫を伴う建設工事で財務省の繰越（事故繰越）の承認及び佐賀県財務規則に基づく事故繰越の決定を得られる見込みがあるものについてやむを得ず公告をする場合は、当該公告の「予定工期」の項目及び「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。

ア 「予定工期」の項目への記載文例

【文例】「予定工期 契約日から〇年〇月〇日（注1）まで（この予定工期については、財務省の繰越承認等（注2）を得た場合は、契約締結後に工期の末日を〇年〇月〇日とする契約変更手続きを行います。」

（注1）下線部は、事故繰越とならない工期を記載する。なお、この文例は、繰越を行うことを前提とする公告であることから、検査期間を考慮した工期（工期末を3月15日とする等）を設定する必要はない。

（注2）下線部の「財務省の繰越承認等」の「等」は、事故繰越の決定に係る佐賀県財務規則上の手続きを想定している。（佐賀県財務規則第36条第3項を参照）

イ 「その他」の項目への記載文例

【文例】「この公告に掲げる入札は、開札日までに財務省の繰越承認を得ていない場合は、中止するか又は開札を延期します。入札を中止する場合は、入札情報公開サービス（※）により公告します。」

（※）電子入札システムによらない場合は、下線部分を「佐賀県ホームページ」と記載する。

(2)－4 国の認可や補助金交付決定など工事発注に係る国の承認（以下「国の承認」という。）を得ていない場合は、公告の「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。なお、国の承認の事務手続きが遅れている場合は、その都度、国に発注可能であるか確認して手続きを行う。

【文例】「この公告に掲げる入札は、開札日までに国の認可や補助金交付決定など工事発注に係る国の承認を得ていない場合は、中止するか又は開札を延期します。入札を中止する場合は、入札情報公開サービス（※）により公告します。」

（※）電子入札システムによらない場合は、下線部分を「佐賀県ホームページ」と記載する。

(3) 複数工事を発注した場合で、1業者につき1工事を受注することとした場合、公告の「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。

【文例】「平成〇〇年〇月〇日に公告した〇〇工事の落札者は、当該工事の入札参加資格を喪失するものとします。」

(4) 工事費内訳書の確認は、提出された全ての工事費内訳書の積算が適切に行われているか確認する。

(5) 入札参加希望者が開札までに辞退する場合は、入札辞退届を徴する。

(6) 郵送のみによらない紙入札案件は、入札参加者が1者となった場合、入札を中止することとし、紙入札案件の公告の「その他」の項目に以下の文例にならって記載する。

- 事前審査型の場合  
「入札参加資格確認の結果又は入札辞退により入札参加者が1者となった場合は、入札を中止する。」
- 事後審査型の場合  
「入札参加届確認の結果又は入札辞退により入札参加者が1者となった場合は、入札を中止する。」

(参 考) 経営事項審査結果の取扱い

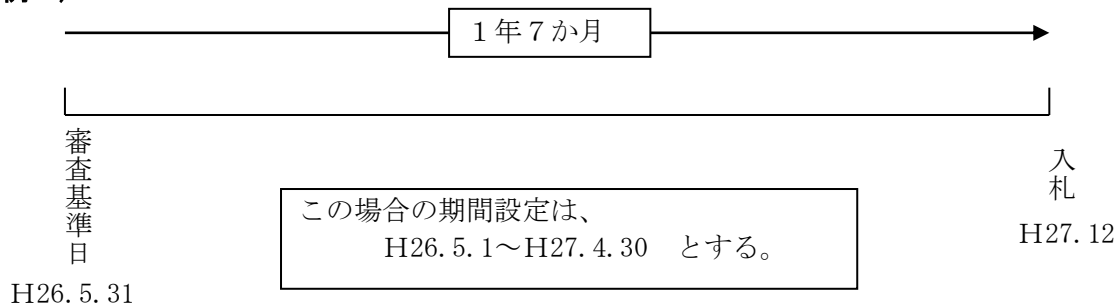
(1) 資格審査の確認

- ・ 資格審査は一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/index.html>) で確認すること。ただし、結果通知日から1か月間は公表されないことから、この間は建設・技術課（建設業担当）へ問い合わせること。

(2) 経営事項審査結果の対象期間について

- ・ 経営事項審査結果の対象期間は、経営事項審査結果の有効期間が審査基準日（決算日）から1年7か月であるため、下表を参照し設定すること。

( 例 )



入札月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
設定の始期	ZZ6	ZZ7	ZZ8	ZZ9	ZZ10	ZZ11	ZZ12	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5

※前年はZ、前々年はZZで表示。

設定の始期は表示された月の初日とし、経営事項審査結果の対象期間はこれより1年間

※この取扱基準は、建設工事を条件付一般競争入札に付す場合の入札参加資格要件の設定等の取扱いについて定めるものとする。